

第 189 回岩手県都市計画審議会

1 審議会開催の日時及び場所

- (1) 日時 令和 2 年 11 月 19 日 (木) 13 時 30 分～14 時 50 分
- (2) 場所 岩手県公会堂 26 号室

2 会議を構成する者の現在総数及び出席者

- (1) 会議を構成する者の現在総数 20 名
- (2) 出席者 16 名

会長	南	正	昭		
委員	田	村	勝	則	
委員	白	澤	勉		
委員	ハクセル	美穂子			
委員	谷	藤	裕	明	(代理 太 田 真)
委員	石	川	奈	緒	
委員	伊	藤	弓	枝	
委員	遠	藤	一	子	
委員	庄	司	知	恵子	
委員	日野原	由	未		
委員	三	宅	諭		
委員	阿	部	敏	宏	(代理 戦 場 幸 和)
委員	内	田	幸	雄	(代理 吉 田 勉)
委員	亀	山	秀	一	(代理 大 水 直 樹)
委員	梅	野	修	一	(代理 藤 田 公 典)
委員	高	橋	真	裕	(代理 佐 藤 普)

3 議事

○事務局（都市計画課計画整備担当課長）

ただ今から、第 189 回岩手県都市計画審議会を開催いたします。

本日は、委員 20 名中 16 名の御出席をいただいております。

従いまして、岩手県都市計画審議会条例第 6 条第 2 項に定める定足数に達し、当審議会は成立していることを確認しましたので、報告いたします。

はじめに、岩手県県土整備部都市計画課、八重樫総括課長から御挨拶申し上げます。

○事務局（都市計画課総括課長）

県土整備部都市計画課総括課長の八重樫でございます。よろしくお願いたします。

開催にあたりまして、一言御挨拶申し上げたいと思います。

本日は、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、第 189 回岩手県都市計画審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、皆様方には、日頃から都市計画をはじめ、県行政の運営に対しまして、特段の御指導・御協力を賜っておりますことに、この場をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。

本日は、2件の議案を付議させていただきます。

一つ目は、屋根不燃区域（奥州市）の変更について、二つ目は、廃棄物処理施設（盛岡市）の敷地の位置についての2件について、御審議いただくこととしております。

委員の皆様方におかれましては、忌憚のない御意見をいただきますようお願い申し上げます。

また、コロナ下の開催でありますので、換気などの措置を講じておりますので、多少不便をおかけしますが、御容赦いただきますよう、お願い申し上げます。簡単ではございますが開会の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いたします。

○事務局（都市計画課計画整備担当課長）

続きまして、前回審議会後に就任された新委員を御紹介させていただきますので、出席者名簿を御覧ください。

学識経験者の委員9名の皆様におかれましては、10月16日をもちまして任期満了となり、引き続き3名の方が再任、6名の方が新たに就任されております。

初めに、再任された3名の委員を御紹介させていただきます。

岩手県商工会女性部連合会 遠藤 一子 委員でございます。

岩手大学理工学部教授 南 正昭 委員でございます。

岩手大学農学部准教授 三宅 諭 委員でございます。

次に、今回新たに就任された6名の委員を御紹介させていただきます。

岩手大学理工学部准教授 石川 奈緒 委員でございます。

一般社団法人岩手県建築士会女性委員会委員 伊藤 弓枝 委員でございます。

J A 岩手県女性組織協議会副会長 及川 久美子 委員でございます。本日は都合により欠席されております。

岩手県立大学社会福祉学部准教授 庄司 知恵子 委員でございます。

岩手県立大学社会福祉学部准教授 日野原 由未 委員でございます。

岩手県立大学盛岡短期大学部国際文化学科准教授 吉原 秋 委員でございます。本日は都合により欠席されています。

続いて、新たに就任された関係行政機関の委員を御紹介させていただきます。

東北農政局長 内田 幸雄 委員でございます。本日は代理で、農村振興部農村計画課長 吉田 勉 様に出席いただいております。

東北経済産業局産業部長 藤本 隆 委員でございます。本日は都合により欠席されております。

東北運輸局長 亀山 秀一 委員でございます。本日は代理で、岩手運輸支局長 大水 直樹 様に出席いただいております。

東北地方整備局長 梅野 修一 委員でございます。本日は代理で、岩手河川国道事務所事業対策官 藤田 公典 様に出席いただいております。

岩手県公安委員会委員長 高橋 真裕 委員でございます。本日は代理で、岩手県警察本部交通部交通規制課長 佐藤 普 様に出席いただいております。

○事務局（都市計画課計画整備担当課長）

次に、「会長選挙」を行います。

当審議会の会長は、岩手県都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、学識経験者委員の中から委員の選挙によって選出することとされております。

今回は、学識経験者委員の改選後、初の審議会となりますので、会長選挙を行います。

本来であれば仮議長を選出して決めるべきかと存じますが、大変僭越ではございますが会長が選出されるまでの間、事務局の方で議事をとり進めさせていただくことでよろしいでしょうか。

選挙の方法は、従来どおり、指名推薦によることとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なしの声）

○事務局（都市計画課計画整備担当課長）

ありがとうございます。

異議なしとの声がありましたので、指名推薦による選挙といたします。

指名推薦を行う方はいらっしゃいますでしょうか。

○委員

前回から会長を務めていただいている南委員に、引き続き会長をお願いしたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

（異議なしの声）

○事務局（都市計画課計画整備担当課長）

ありがとうございます。異議なしとの声がありましたので、南委員を会長にすることに決定いたします。

それでは、南委員、議長席に御移動をお願いします。

○事務局（都市計画課計画整備担当課長）

審議に移る前に、南会長から御挨拶を賜りたいと存じます。

○会長

岩手大学の南でございます。この度は、会長に御選出いただきましたので、役割を果たせるよう務めさせていただきます。当審議会におきましては、岩手県の都市計画に関わる審議を、時として知事の諮問等を受けまして、行っていくこととなります。都市計画に関わる法律に基づいて、住民の方々の建物や土地に関わることを、社会として、どのようにもってい

くかを定める場でございますので、多少固い内容となっております。皆様それぞれの専門の立場から忌憚のない御意見をいただきまして、合意形成が進んでいきますように御尽力をお願いしたいと思います。簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。

○事務局（都市計画課計画整備担当課長）

ありがとうございました。以降の進行につきましては、当審議会条例第5条第2項の規定により、会長に議長をお願いします。

○会長

それでは、ここで、当審議会条例第5条第3項の規定により、会長があらかじめ職務代理者を指名することとされております。

議案審議に先立ち、職務代理者を指名することといたします。

職務代理者につきましては、三宅委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

（異議なしの声）

○会長

ありがとうございます。それでは、三宅委員、よろしく願いいたします。

○会長

それでは、議案の審議に入りたいと思います。当審議会の審議は「岩手県都市計画審議会の公開に関する指針」に基づき、原則公開することとしています。

案件によっては、例外的に非公開とする場合がありますが、本日の案件が、公開に適する案件かどうかについて、事務局からの説明を求めます。

○事務局（都市計画課総括課長）

今回の案件は、審議会の公正かつ円滑な審議に著しい支障を生ずることが予想される案件ではございませんので、審議を公開すべきものと考えます。

○会長

それでは、本日の会議は、ただ今説明があったように、全面公開といたしたいと存じますが、御異議はございませんか。

（異議なしの声）

○会長

それでは、本日の会議は全面公開といたします。

本日の議案審議に入ります。

【議案第1号】

○会長

議案第1号「屋根不燃区域（奥州市）の変更について」を審議いたします。
事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（建築住宅課建築指導担当課長）

議案第1号、「屋根不燃区域（奥州市）の変更について」御説明させていただきます。
お手元の議案書1ページを御覧ください。

今回、奥州市において、この屋根不燃区域を変更しようするものでございます。

2ページは本議案について、岩手県知事から本審議会に意見を求める文書で、3ページは、屋根不燃区域指定の審査調書です。

指定対象区域は、奥州都市計画用途地域の変更地域となっており、審査意見としては、当該変更地区の部分は、県の指定方針に合致しており、変更指定して支障がないものと認められるものでございます。

区域指定の詳細については、議案書4ページ以降により、スライドも議案書と同様のものを映しておりますので、適宜御覧ください。

それでは、4ページ下段を御覧ください。

まず、最初に屋根不燃区域について説明いたします。

屋根不燃区域は、建築基準法第22条に基づいて特定行政庁が指定する区域で、既成市街地及び今後市街化する予定の区域について防火上の最低水準を確保することを目的として指定するものです。

なお、屋根不燃区域という名称は法律に定められたものではなく、この他に法第22条区域と呼ばれることもあります。

この区域は、建築物の不燃化を促進するために指定する防火地域やこれに準ずる準防火地域に比べて制限は緩やかになっており、指定する範囲も広く都市計画区域内に限らず、一定程度市街化され、あるいは市街化される見込みの地域を指定しています。

議案書5ページを御覧ください。

建築基準法第22条第2項では、特定行政庁が屋根不燃区域を指定する場合には、都市計画審議会の意見を聴かなければならない旨定められております。

従いまして、本県の場合には、盛岡市を除く区域を指定する場合は岩手県都市計画審議会の意見を、盛岡市内の場合は盛岡市都市計画審議会の意見を聴かなければならないこととなります。

今回の議案はこの条項に基づいて付議するものでございます。

議案書5ページ下段を御覧ください。屋根不燃区域内での制限について説明します。

基本的な表現になりますが、屋根不燃区域内の建築物の屋根は、鉄板などの不燃材料で造り、又は葺かなければなりません。

また、木造建築物の隣地境界線や他の建築物からの距離が近い部分、これを「延焼の恐れのある部分」と言いますが、この部分にある外壁については一定の防火性能を有する構造としなければなりません。

議案書6ページを御覧ください。

本県では、屋根不燃区域の指定に関して、昭和 48 年に屋根不燃区域の指定方針を定めております。

この方針では、指定対象区域について 4 つのケースを想定しています。

本日提案いたします屋根不燃区域の変更は第 1 の 1 「用途地域内の防火地域又は準防火地域以外の区域」に該当するものです。

用途地域は良好な都市環境の市街地の形成を目的として指定するものであることから、屋根不燃区域の指定により、市街地化における防火上の最低水準を確保する必要があると判断するものです。

議案書 6 ページ下段を御覧ください。

具体的には、今回の屋根不燃区域の変更は、奥州市都市計画用途地域の変更により、用途地域が指定及び解除されることに伴い行うものです。

今般、奥州市において、奥州市都市計画マスタープランに掲げるコンパクトで効率的な市街地づくり・集約型都市構造を実現するため、社会情勢の変化や現状の土地利用状況を考慮して、用途地域の一斉見直しを図られるところでございます。

奥州市都市計画は、水沢、江刺、前沢の 3 つの地域で構成されておりますが、今回の一斉見直しにより、合計 23 地区で用途地域の変更が行われます。

そのうち、新たに用途地域が指定される地区が 4 地区あり、屋根不燃区域については、約 74.0ha 拡大することとなります。

また、用途地域が無指定に変更される地区が 5 地区あり、屋根不燃区域については、約 82.8ha 減少することとなります。

従いまして、今回の変更により、合計で約 9ha 減少し、奥州市における屋根不燃区域の面積の合計は、約 2,880ha となります。

議案書 7 ページを御覧ください。

次に、今回変更となる地区ごとに、新旧対照図と現況写真により説明いたします。

最初に、①【江刺フロンティアパーク地区】についてですが、江刺地域の北側に位置しており、現状、用途地域が定められておりませんが、今後、工業生産拠点としての位置付けを明確にし、機能の維持・増進等を図るため、工業専用地域が指定されます。

赤線で示しているところが、今回新たに用途地域が指定され、これに伴い、屋根不燃区域についても、約 36.0ha 拡大するものです。

議案書 7 ページ 下段 を御覧ください。

次に、②【江刺耳取地区】及び ③【江刺館下地区】につきましては、現状は、第一種住居地域、第一種低層住居専用地域となっておりますが、地区の大部分を森林地域として管理、活用されていることから、森林としての諸機能の維持増進を図るため、用途地域が無指定に変更されます。

青線で示しているところが、用途地域の無指定地域となり、これに伴い、屋根不燃区域についても、約 23.2ha 縮小するものです。

議案書 8 ページを御覧ください。

次に、④【江刺馬場先地区】につきましては、現状は、第一種住居地域となっておりますが、主として耕作地として利用されていることから、隣接する農業振興地域と一体的な土地利用を促進するため、用途地域が無指定に変更されます。

これに伴い、屋根不燃区域についても、約 12.7ha 縮小するものです。

議案書 8 ページ下段を御覧ください。

次に、⑤【江刺観音堂沖地区】につきましては、現状は、第一種中高層住居専用地域、近隣商業地域、準工業地域となっておりますが、こちらも、主として耕作地として利用されていることから、隣接する農業振興地域と一体的な土地利用を促進するため、用途地域が無指定に変更されます。

これに伴い、屋根不燃区域についても、約 27.6ha 縮小するものです。

議案書 9 ページを御覧ください。

次に、⑥【江刺海老島地区】につきましては、現状は、第一種中高層住居専用地域、近隣商業地域、準工業地域となっておりますが、こちらも、主として耕作地として利用されていることから、隣接する農業振興地域と一体的な土地利用を促進するため、用途地域が無指定に変更されます。

これに伴い、屋根不燃区域についても、約 9.3ha 縮小するものです。

議案書 9 ページ下段を御覧ください。

次に、⑦【胆沢龍ヶ馬場地区（1）】及び⑧【胆沢龍ヶ馬場地区（2）】につきましては、現状、用途地域が定められておりませんが、隣接する用途地域との一体的な土地利用及び良好な都市環境の保護を図るため、住居系地域が指定されます。

北側の【胆沢龍ヶ馬場地区（1）】は、第一種中高層住居専用地域に、南側の【胆沢龍ヶ馬場地区（2）】は、第一種住居地域に指定され、これに伴い、屋根不燃区域についても、約 16.5ha 拡大するものです。

議案書 10 ページを御覧ください。

最後に、⑨【前沢インター工業団地地区】についてですが、現状、用途地域が定められておりませんが、工業生産拠点としての位置付けを明確にし、機能の維持・増進等を図るため、工業専用地域が指定されます。

これに伴い、屋根不燃区域についても、約 21.5ha 拡大するものです。

これら 9 地区について、奥州市から「建築基準法第 22 条第 1 項の規定に基づく屋根不燃区域の変更について」同意を得ています。

今回の審議会の御意見を伺い、用途地域の変更告示と併せて、屋根不燃区域の変更を行いたいと考えております。

以上で、議案第 1 号について説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○会長

ただ今説明がございました議案第 1 号について、御意見、御質問等はございませんでしょうか。

○委員

御説明ありがとうございます。確認を含めて、いくつか御質問させていただきます。まずは、今回の法第 22 条の区域の指定にあたって、指定拡大する地域と、縮小する地域が

あり、用途地域を解除するのは、奥州市都市計画マスタープランに基づき、コンパクト化を図っていく上で見直した結果との御説明でございましたが、江刺、水沢、前沢の地域で、今回解除するのは江刺地区が結構多いのかなと見ておりました。もう一度用途地域の解除理由を、水沢、江刺の地域の特殊事情を踏まえて、改めて、解説をお願いしたいと思いません。

○事務局（建築住宅課建築指導担当課長）

それでは奥州市から御説明をさせていただきたいと思えます。

○奥州市

今回の用途地域の見直しについては、約20年ぶりの見直しということで、用途指定については、当時、人口増加に伴う拡大型の都市計画、将来を見据えた土地利用ということで、用途地域の指定をしておりました。今般の人口減少社会、少子高齢化に伴う人口減少社会の現状を踏まえて、現状に合わせた土地利用を考慮し、見直しさせていただきました。そのうち、江刺地区の見直しが多いことについては、拡大型の土地利用を目指していた当時のものから、土地利用が進まなかったという現状を鑑みて、今回、用途地域を廃止し、用途地域を白地に戻す形で、現状の土地利用に合わせ、その土地を活用していくように見直しをさせていただいたということです。

○委員

市町村合併、平成の大合併からだいぶ月日経って、おそらく、そういうことと思いましたが、確認させていただきました。

次に水沢地区で一部拡大がございます。胆沢龍ヶ馬場地区、水沢高校の周辺を含めて、第一種中高層、第一種住居地域に拡大しますが、南側の第一種住居地域の線の引き方で、その地域の写真を見ますと、まだ南側に一体的な住居区域があるように見えますので、もう少し一体的に線を引けるように思えますが、ここの考え方、線の引き方の御説明をお願いいたします。

それから、今回の拡大地域の中には、江刺フロンティアパーク、前沢インター工業団地を用途区域に絡めて、工業専用地域に変更することは理解しますが、今の工業団地の分譲状況といたしますか、新規に入る工業団地があるのかどうかをお聞きしたいです。私は既に埋まっていると理解していますが、写真を見る限りはまだ建っていない場所も見られますので、現在の状況を確認したいです。

そして、既存の建物があるのであれば、今回指定されたことに伴い、不燃のリノベーションや改築が必要になるのか、将来的な改築に合わせて行えばいいのか、そのあたりの基本的な考え方を教えてください。

○奥州市

胆沢龍ヶ馬場地区のラインの引き方でございますが、南側の部分については、真ん中に通っている道路が都市計画道路であり、都市計画道路から一団地の30メートルを沿道利用

とし、第一種住居地域を指定したものです。水沢高等学校の南側に見えます白い建物はスーパーマーケットでありまして、こちらを取り込み、斜め東側に行くところが大きな水路があり、そちらを含むように設定したので、いびつな形でございますが、土地としては一体的な沿道利用型の用途を指定したものでございます。

前沢工業団地については造成がすでに完了しており、土地も全て完売の状況であり、これから新しい工場が建つ計画はありません。

また、こちらの地域の建物はすべて工場ですので、不燃材料で屋根などを葺いておりますので、改築するといった必要は今後ないと考えます。

○事務局（建築住宅課建築指導担当課長）

建築基準法上の屋根不燃区域の考え方ですが、屋根不燃区域の指定により、屋根が不燃ではない既存の建物は既存不適格建築物となり、新たな規定を適用すると合致しないものとなりますが、既に建っている建築物については存続することが可能であります。ただし、将来的な増築・改築工事をする場合においては、屋根の部分で適合しない場合、その部分を含め、新しい基準で、屋根不燃区域の基準に合致した改築をしていただく必要がございます。

○会長

どうもありがとうございます。その他いかがでしょうか。

本件につきまして、御質問ございませんでしょうか。

それでは採決に移りたいと思います。

議案第1号を原案について、意見なしとしてよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

○会長

それでは、原案について意見なしといたします。

次に、議案第2号「廃棄物処理施設（盛岡市）の敷地の位置について」を審議いたします。盛岡市から議案の説明を求めます。

○事務局（盛岡市建築指導課長）

それでは、議案第2号「廃棄物処理施設（盛岡市）の敷地の位置について」議案書14ページを御覧ください。

当該案件は、盛岡市川又字赤坂の市街化調整区域にある敷地面積8,463.41平方メートルの土地において、産業廃棄物及び一般廃棄物処理施設となる規模の廃棄物処理を行うため、建築基準法第51条の規定に基づき、株式会社環境整備から、特定行政庁である盛岡市長に対し、許可申請があったものです。

計画地は、盛岡市中心部から北に約9キロメートル、いわて銀河鉄道菓子駅から東に約1,700メートルの場所に位置しています。

議案書21ページ、22ページを御覧ください。

この施設は、燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類等の、産業廃棄物及び一般廃棄物を焼却する施設です。申請者が平成7年に建築基準法第51条のただし書許可により、平成8年に最大処理能力1日あたり5.6トンの焼却施設を整備し、平成14年に「ダイオキシン類対策特別措置法」の構造・維持管理基準に合致した焼却施設に変更し、その後、平成22年に建築基準法第51条のただし書許可により同年に廃棄物処理量の増加及び廃棄物の適正処理に対応した、最大処理能力1日あたり39.0トンの焼却施設とし現在に至っています。

今回の計画は、ダイオキシン類対策等への取組や地域社会の環境保全への対応や、産業廃棄物の排出抑制・リサイクルへの転換など廃棄物の適正処理に関する社会的需要の増加及び平成28年3月のいわてクリーンセンター焼却施設(産業廃棄物対応用)の終了等に対応するため、焼却施設を増設し、最大処理能力1日当たり81.36トンとする計画となることから、平成22年の建築基準法第51条のただし書許可時点の最大処理能力1日あたり39.0トンの1.5倍を超える処理能力となるため、本許可申請となったものであります。

次に、この案件を都市計画審議会にお諮りする根拠についてですが、議案書28ページの参考資料を御覧ください。

建築基準法第51条においては、ごみ焼却場やその他政令で定める処理施設の用途に供する建物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならないとされています。

ただし、特定行政庁が都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障ないと認めて許可した場合、又は政令で定める規模の範囲内において新築し、もしくは増築する場合においては、この限りではない、とされております。

議案書29ページを御覧ください。

建築基準法第51条の「その他政令で定める処理施設」についてですが、建築基準法施行令第130条の2の2第1項第2号イでは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第1号から第13号の2に掲げる産業廃棄物処理施設と規定しています。

このうち、廃棄物処理法施行令第7条第13号の2では、「産業廃棄物の焼却施設であって、1時間当たりの処理能力が200キログラム以上のもの」と定められており、今回計画では、1時間当たりの処理能力が3.39トンとなっていますので、建築基準法第51条に定める「その他政令で定める処理施設」に該当します。なお、同法第51条のただし書部分において、政令で定める規模の範囲内の新築、もしくは増築であれば、位置決定や許可申請の手続は不要とされておりますが、その政令で定める規模は、法第51条ただし書の規定による許可を過去に受けた産業廃棄物処理施設の場合、当該既許可に係る処理能力の1.5倍以下とされていますので、今回の計画は当該既許可に係る処理能力の1.5倍を超えていることから手続が必要な規模となります。

今回の計画処理能力は、81.36トンであり、平成22年当時の処理能力39.0トンの1.5倍を超える2.08倍となるため位置の制限を受ける処理施設に該当することとなります。

この場合、建築基準法第51条が適用となり、都市施設として都市計画決定を行うか、特定行政庁によるただし書許可が必要となるものです。

産業廃棄物処理施設の都市計画決定につきましては、社会情勢の変化等を勘案しながら、長期的見通しの下で、都市として必要な施設を定めるものであり、高い公益性や一定の継続性が担保される必要がありますが、今回の施設については、都市計画決定により位置を

決めていくものには当たらないものと判断し、建築基準法第 51 条のただし書許可で取り扱うものとして都市計画審議会にお諮りするものであります。

なお、本施設においては、産業廃棄物の処理のほか、一般廃棄物の処理も併せて行われることから、産業廃棄物処理施設であるとともに一般廃棄物処理施設にも該当するものです。

産業廃棄物処理施設は、都市計画法第 15 条及び都市計画法施行令第 9 条に基づき、都市計画法第 18 条の規定により、県の都市計画審議会の議を経て定めることとされておりますが、一般廃棄物処理施設については、盛岡市の都市計画審議会にて定めることとされておりますので、今月の 26 日に開催予定の盛岡市都市計画審議会に対して一般廃棄物処理施設の許可案件として付議し、都市計画上支障がないことを審議する予定としております。

続いて申請位置について説明いたします。議案書 14 ページを御覧ください。

申請の位置は、盛岡広域都市計画区域の市街化調整区域内に位置しており、申請地周囲も市街化調整区域となっております。

申請位置の北には主要地方道盛岡環状線が走っており、本申請施設の搬出入経路としては、産業廃棄物の発生場所により、西側の東北自動車道及び国道 4 号から主要地方道盛岡環状線経由、東側の国道 455 号から主要地方道盛岡環状線経由、盛岡市内の環状道路を経由し幅員 9 メートルの盛岡市道黒石野門前寺線を利用する計画としております。

議案書 26 ページを御覧ください。

施設の位置の妥当性については、都市計画運用指針、旧建設省の「計画標準[案]」の基準に基づき、交通の状況、周囲の土地利用状況や市街化の動向等から妥当な位置であると判断したものです。発生交通量については、搬出入及び従業員の通勤により施設整備後は 1 日に最大 178 台となっております。道路交通量としては、主要地方道盛岡環状線及び県道渋民川又線があります。これらのうち、県道渋民川又線の交通量は平日 12 時間 2,408 台、24 時間 2,962 台であります。

また、申請者自身が実施した事業所付近の主要地方道盛岡環状線の交通量は 1 日、約 300 台、事業地に接している盛岡市道黒石野門前寺線の交通量は 1 日、約 250 台であり、両者とも交通量は県道渋民川又線の約 10 分の 1 程度であることから現況の交通量に与える影響は少ないものとなっております。

また、風向きについては、恒風として南南西及び南西の風が全体の約 40 パーセントを占めております。直近の市街化区域は申請敷地の南約 1.5 キロメートル地点に位置しています。また、直近の住宅群は南東から北東側に位置しています。これらのことから、申請施設は市街地の風上とはなっておりません。

次に周辺の状況ですが、スクリーンと議案書 26 ページを併せて御覧ください。

計画敷地は、都市計画区域内の市街化調整区域であり、周囲を山林や原野、四十四田ダムに囲まれた敷地となっております。

また、申請地周辺は、市街化調整区域となっており、現状において市街化のおそれはありません。本市の「都市計画マスタープラン」における土地利用の区分において、「都市環境調和ゾーン」と位置づけられ、山林を基本としながら、自然環境と市民生活との関わりをバランスよく保つよう、市民が緑を享受できる公共公益的な土地利用を図る地域とされています。

したがって、市街地及び将来の市街化への影響は少ないものと思料されます。施設周囲半径 300 メートルの範囲には、学校、病院、住宅群及び公園はありませんが、敷地から東南東の、距離が約 300 メートルの地点に住宅が 1 戸あります。住宅の居住者に対しては事前説明を行い、今回の計画に対し要望事項がないことを確認しています。

続いて、申請敷地周囲の現況写真ですが、スクリーンを御覧ください。

①の写真は、申請施設の敷地出入口の写真です。②の写真は、申請敷地西側の盛岡市道黒石野門前寺線から申請施設の西側を撮影した写真です。市道側には、高さ 2 メートルのフェンス及び植栽により、周囲から施設内部が見えないよう配慮されています。①の写真は、搬出入経路となります申請地西側の盛岡市道を撮影したものです。②の写真は、申請敷地出入口の北約 120 メートルの地点にあります、①の盛岡市道と主要地方道盛岡環状線との接続地点を撮影したものです。いずれも、人の通行は少ない路線となっております。

次に配置計画についてですが、議案書 23 ページ、24 ページ及び 25 ページを御覧ください。

申請敷地は 8,463.41 平方メートルで、旧建設省が示した「計画標準[案]」による条件を参考にして確認した場合の最小敷地面積 8,136 平方メートル以上となっております、支障はありません。

駐車場は事業地内に来客用 2 台分、従業員用 12 台分のスペースを確保しております。

また、申請者所有の大型車両 26 台、当該大型車両運転手用 20 台及び従業員用 20 台については、敷地外に駐車場を確保しております。

これらのことにより、駐車場についても特に支障のない計画となっております。

騒音及び振動についてですが、当該地域は市街化調整区域であり用途地域指定がなされていないため、騒音規制法及び振動規制法の対象外であります。

騒音レベルについては 8 時から 18 時は工業地域の規制値 70 デシベルを、18 時から翌 8 時は夜間であるため、それよりも 5 デシベル減じた数値 65 デシベルを騒音の環境保全目標値とし検討しております。

騒音レベル予測値については、敷地境界線上で 8 時から 18 時で最大 64.3 デシベル、18 時から翌 8 時で最大 64.3 デシベルと予測され、それぞれ騒音の環境保全目標値を下回っています。

振動レベルについては 8 時から 18 時は工業地域の規制値 65 デシベルを、18 時から翌 8 時は夜間に適用される規制値 60 デシベルを振動の環境保全目標値とし検討しております。

振動レベル予測値については、敷地境界線上で 8 時から 18 時で最大 58.5 デシベル、18 時から翌 8 時で最大 58.5 デシベルと予測され、それぞれ、騒音の環境保全目標値を下回っています。以上のことから、騒音及び振動の影響が少ない計画となっております。

次に敷地周囲への配慮についてですが、敷地は山林に囲まれた配置となっており、申請者所有の大型車両用の給油所がある北側自己所有地との境界には約 16m の開口があるものの、それ以外の隣地との境界には目隠しフェンス、ネットフェンスを設置しております。道路に面する敷地西側には高さ 2 メートルの目隠しフェンスを設置し植栽済みであり、敷地の緑化及び周辺環境に配慮した計画となっております。

煙突からの排出ガスによる大気汚染については、環境基本法に基づく環境基準を環境保全目標値に設定し、最大着地濃度地点において検討しており、全ての項目について環境基準値以下となっております。

臭気については、当該施設は焼却炉において高温（800℃以上）での焼却処理により、臭気成分を燃焼酸化するため臭気の発生はないと考えられます。

また、悪臭の発生が予想される場合又は発生した場合には消臭剤の噴霧により周辺への悪臭漏洩を防ぐ計画であることから、悪臭による生活環境への影響はないと考えられます。

本施設からの排水については、計画焼却炉及び事業所内他施設の稼働による排水は発生せず、雨水は側溝を通して集水し固形分を除去後、公共用水域へ排出し、廃棄物は全て屋根つきの建物内に保管するため、廃棄物による雨水の汚染はありません。

以上のことから、支障がないものとされます。

本案件における関係機関への意見照会につきましては、盛岡市の都市計画課、景観政策課、産業廃棄物対策課、環境企画課、玉山総合事務所建設課及び玉山総合事務所産業振興課から支障がない旨の回答を受けており、また、盛岡地区広域行政事務組合消防長からは消防法による同意する旨の回答を得ております。

以上のような点から判断して、本案件の施設については、都市計画法上支障がないと認められますので、当審議会にお諮りした次第です。

以上で、議案の説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○会長

ただ今説明のありました議案第2号につきまして、御意見、御質問はございませんでしょうか。

○委員

3点、確認の為の質問を申し上げます。1点目、申請場所として、地図の中に赤い印がついているのですが、既存のところを拡張することになるのでしょうか。今回の申請で赤い部分を使うということで、現在の1.5倍で、今使用しているのはこれより小さく、どこか赤い印の中に入っているということなのでしょうか。

2点目ですが、周辺300メートル以内に家がないとのことですが、周辺には田や畑があるかと思えます。そういった農業をされている方々に対して影響を御説明したうえでの申請だという理解でよろしいかという確認でございます。

3点目は、騒音のお話をさせていただきましたが、昼間は車もくるので、その分の音が出てくるかと思えます。昼間の騒音レベルが上がるとのことでしたが、シフトで24時間誰かが常駐して使われる施設なのかを教えてくださいたいと思えます。

○事務局（盛岡市建築指導課長）

ありがとうございます。それでは申請場所の確認です。議案書16ページ、17ページを御覧ください。16ページは敷地全体の図を、17ページは処理施設を表したものでございます。16ページの赤で記されたのが今回増設される部分でございます。17ページも同様に、現在あるのは青と黄色で、これに赤い部分が増設されるということです。周囲の方々への

説明ですが、事業者への聞き取りによると、複数回、周辺住民への説明を行っていることを確認しております。今後も年に1度説明会を開き、定期的に開催する予定と聞いており、その中で稼働した後の課題等も話し合われるということになります。具体的には、居住者22世帯及び隣接する土地の畑の所有者2世帯への説明を行っているとのことでした。

施設が24時間稼働しているかについてですが、24時間施設ですので、そういった形で管理がなされるということです。

○会長

その他はいかがでしょうか。

○委員

2点質問いたします。まず、ただし書許可で取り扱うとの記載がありますが、県や盛岡市において、現在、ただし書許可で申請されて、営業、運営している施設があればお聞かせください。

もう1点、公益性という意味で、このような施設は地球温暖化のためにも、資源循環のためにも重要な施設であると認識しております。施設の通常処理量の34.14トン、廃棄物の排出事業所から受託予定量を勘案して定めたものであると書かれておりますが、ごみの中身は市内からなのか、県内、県外なのか中身についてお聞かせください。

○事務局（都市計画課計画整備担当課長）

1つ目の質問についてお答えします。平成22年からこれまでの10年間で11件ございまして、毎年、数件程度ございます。県の都市計画審議会に付議して、都市計画上影響なしとされたものです。

○事務局（盛岡市建築指導課長）

2点目の廃棄物の収集範囲ですが、基本的には岩手県内全域を受け入れる考えと聞いています。

○委員

公益性からの点でもう一度お聞きしますが、県内から受け入れるとのことですが、そこは何かの規制もあって、県内だけのお考えなのでしょうか。

○事務局（盛岡市建築指導課長）

詳細については、事業者からの聞き取りのお答えになりますが、民間の施設なので、その範囲の中で、まず岩手県をターゲットに収集すると聞いております。何かの基準があつてのことではないということです。

○委員

ありがとうございました。

○会長

その他はいかがでしょうか。

○委員

パワーポイントの資料で、半径 300 メートルと 500 メートルの円が示された図がございまして、赤い丸が住宅とありました。先ほど質問されたかもしれませんが、300 メートルに住居らしきものが 1 戸見えますが、こちらは住宅ではないとの理解でよろしいでしょうか。

それから、先ほど議案書の 23 ページに、300 メートル以内に学校、病院、住宅群はないとのことでただし書許可で取り扱う判断をしたとありましたが、住宅群の取り扱い方で、すぐ隣には住宅の赤い丸が連なっておりますが、もし、この 300 メートルの範囲に住宅があった場合に、それを群として見るのか見ないのかの、基本的な考え方を確認させていただきたいです。

○事務局（盛岡市建築指導課長）

オレンジで示されているのがゴルフ場、工場跡地、空き地です。赤いのが住宅で、300 メートルの範囲に 1 軒住宅がございます。住宅群がないとの判断は、内側の 300 メートルの範囲に複数の住宅がないことで、建設予定地周囲に住宅群がないとの確認がとれると考えます。

○委員

私があえて聞いたのは、300 メートル以内のところに住宅が 1 戸入っておりますとお話がありまして、それを越えたところには住宅群があります。決め方なのかもしれないが、住んでいる人からすると一連した住宅と捉える考え方もありまして、つまり、300 メートル内には 1 戸あるが、300 メートルを越えたところには住宅が連たんしている状況があります。群の捉え方は問題ないという判断だと思っておりますが、あえて確認いたします。

2 つ目が処理能力を 2 倍に増やすという計画で、事業者については建設廃材や木材をリサイクルする施設としても、建設リサイクル法が施行されてから、いろいろな物を受けて行っている施設で、非常に環境に配慮していることは重々承知しています。

一方で、23 ページにあります発生交通量の予測において、今 1 日あたり最大 75 台で、これから従業員も含めると 178 台になるとありますが、現状の交通量なのか、予測値なのか確認をお願いします。そして、後半の方で、松園から滝沢に抜ける盛岡市道黒石野門前寺線、あるいは主要地方道の盛岡環状線、ここは交通量のあるところですが、1 日 250 台、300 台とあります。これも現状値の数値なのか、あるいは今後、処理が倍増したことに伴いトラックなどが倍増することを予測した交通量なのか、それによりましては、支障がないと判断する結論の部分での根拠が、大丈夫かなと感じますので改めて確認させてください。

○事務局（盛岡市建築指導課長）

ありがとうございます。まずは、確かに 300 メートルの近辺には住宅群が並んでいます。そのことの配慮としまして、住民説明会を私どもで開催しております。申請者の方が、生

活環境に対する影響が及ぶとされる範囲、施設から半径 800 メートルの居住者 22 世帯、そして隣接する土地の所有者 2 世帯、近隣事業者 2 世帯の合計 26 世帯を対象として事前に平成 31 年 2 月 2 日、4 日、5 日の合計 3 回、住民説明会や個別訪問、個別説明を行っています。特別な意見や要望は無く、今後も施設の運営状況の住民説明会を年に 1 回以上を定期的に開催し、フォローアップをされるということで今の御懸念の部分をかなり解消できるものと思っております。

次に、交通量の問題です。施設増設後に現在の 82 台から 90 台ほど増えて 178 台になりますが、近隣は 250 台から 300 台の交通量、主要な道路は 3,000 台くらいの交通量がありますので、90 台ほどの増加の影響は少ないと試算します。

○委員

ありがとうございました。主要な道路で交通量が 3,000 台クラスの道路があると、県道 渋民川又線の話をしておりましたが、利用者目線で見ただけの場合、事業者が搬入経路として主に使うところは盛岡市道の松園から来るラインと、滝沢に抜ける主要地方道盛岡環状線のラインを使うのかと思います。90 台位増えるとのことでしたが、盛岡市道 250 台、主要地方道盛岡環状線の方は 300 台とのこと、およそ 6～7 割位のウエイトを占めていると思いますので、都市計画法で指導できるものではないと思いますが、環境影響を配慮し、周辺への環境影響の軽減対策をしっかりとっていただきたいと思います。よろしく願います。

最後に、複合影響の関係でお聞きします。今回、施設の処理能力を 2 倍に増やすことによる大気汚染の影響はないとされていますが、少し離れた松園のあたりにある盛岡市のクリーンセンターの稼働による環境への複合影響をどう捉えるのでしょうか。今回の議題とは少し離れますが、単独の一施設で判断するべきでないと思いますし、県議会で松園の子供たちの喘息が増えたとかの議論がありますので複合影響的なところも調査し、考えるべきだと感じております。所見があれば、お伺いしたいと思います。

○事務局（盛岡市建築指導課長）

1 点目の交通量の増加による安全確保についてですが、施設を整備するにあたって、出入口の部分にカーブミラーを置いて、出入りの際の事故等において、配慮するという事は聞いておりましたので、そのように様々な総合的な安全対策をとると認識をしております。

2 点目で、個々の基準もあるけれども、複合的なこともあるのではないかとのお話でしたが、特に松園の子供達への影響ですが、産業廃棄物処理施設に係る設置許可がありまして、こちらは環境基本法の環境基準や、大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、水質汚濁防止法と、具体的な各種規制法の基準値を超えたものを確認するものになります。それに先立ちまして生活環境影響調査で、大気汚染、騒音、振動、悪臭、水質、地下水への影響を、それぞれの施設ごとで検討されているとのこと。都市計画法上での許可とは役割分担にはなりますが、環境基準の確認等も適切に所管ごとで行うことで、御理解いただければと思います。

○委員

ありがとうございました。議案書の中にそのような項目があり、支障はないと断定的な結論がありましたので、確認させていただきました。

○委員

今回のこの施設の増設で、能力を上げるというところでの判断になったと思いますが、県内でのごみ処理の全体的な中での位置づけでの判断なのでしょうか。例えば人口が減っていき、ごみを減らす社会になっていくという中で、この業者が増設するということが、全体的なごみ処理の中でどのように位置づけられているのか。今後このような施設を増築、新築するにあたり、どの様な判断のもと行われるのか教えていただきたいです。

○事務局（盛岡市建築指導課長）

ごみ処理の全体計画は県で作られているごみ処理の計画、マスタープランに沿った形で民間と公共のごみ処理施設の役割分担を検討されているところだと思います。盛岡市ではそこまで今回の許可とはリンクして考えておりません。そもそも県の全体計画というのは県全体の中で民間の需要が増えてきた旨の記載がありますので、その流れの中で許可とするものであります。

○委員

ありがとうございました。

○会長

ありがとうございました。その他ありませんでしょうか。
たくさんの御意見等をいただきまして、ありがとうございました。
それでは採決に移ります。
議案第2号を原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

○会長

それでは、御異議がないものと認め、原案のとおり可決確定いたします。
以上で予定された議事を終了しましたので、事務局へ進行をお返しします。

○事務局（都市計画課計画整備担当課長）

ありがとうございました。
以上をもちまして、第189回岩手県都市計画審議会を閉会いたします。
なお、次回の審議会につきましては、来年2月頃の開催を予定しております。その際にはどうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。